自主的避難等対象区域に居住し、同区域内で魚の選別作業等のパートをしていた申立人らの就労不能損害について、前回の当センターでの和解では平成２４年８月末までの賠償がなされ、再度の申立てによる今回の和解において、地元の漁業が再開していない状況等に鑑み、それ以降も賠償継続が認められた事例。	515

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人Ｘ１及び同Ｘ２（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

１　損害項目

（１）就労不能損害（申立人Ｘ１）　　　　金２７２，８００円

（２）就労不能損害（申立人Ｘ２）　　　　金４８９，７２８円

２　期間

自　平成２４年９月１日

至　平成２５年４月３０日

第２　和解金額

被申立人は、第１項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金７６２，５２８円の支払義務があることを認める。

第３　支払方法

（省略）

第４　手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第５　清算

申立人らと被申立人は、第１項に掲げる損害項目（ただし、同項の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を２通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ１通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し１通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成２５年６月３日

（仲介委員　坂井雄介）